

大阪年金者組合

人間の尊厳守れ! 年金引き下げは憲法違反!

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第33号

2020. 7. 13

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746



「不当判決」に強く抗議

直ちに大阪高裁に控訴を決定!

「年金減額は違憲」、生存権守れ!



裁判所に入廷する(左から)加納委員長・永井原告団長・上山弁護士・村崎副団長



「不当判決」の旗差しをする安原弁護士(上)

原告団と支援者が裁判所に向けて行進(下)



大阪の原告らが5年間にわたり争ってきた年金特例水準の1%削減、マクロ経済スライドの取り消しを求めた「年金引き下げ違憲訴訟」の判決が、7月10日(金)大阪地裁大法廷で開かれました。三輪裁判長は原告の訴えをことごとく退ける不当判決を出しました(詳細は2面)。

大阪労連・菅議長が激励

判決に先立ち、裁判所前公園の意思統一集会には大阪労連の菅議長も駆けつけ、「年金違憲



裁判は人間の尊厳を守る闘い」と激励。雨の中、原告団と支援者が隊列を組み、裁判所に向かいました。NHKや共同通信など多くのマスコミ関係者も駆けつけ、年金問題に関心を寄せました。

原告等の証言一顧だにしない不当判決

緊張した雰囲気の中、10時30分に開廷。当日は、コロナ

感染予防の関係から、入廷は原告席、傍聴席とも通常の3分の1程度に制限されました。

テレビ撮影後の判決言い渡しは1分にも満たない短さ。

閉廷後、傍聴した仲間から「これまで25人の原告と学者、若年労働者などが証言し感動を与えてきたが、裁判官は原告の証言に心を動かすことが何一つなかったのか」と怒りをあらわにしていました。

不当判決はね返し、高裁・最高裁で闘おう



次の闘いを提起する喜田弁護士

弁護士会館で開かれた報告集会には100人が参加。不当判決を跳ね返し、高裁に控訴して闘う決意が次々と語られました。

5年前に結成された「年金裁判を支援する会」世話人の中田進さんは、「コロナの感染自粛のため若者や非正規労働者が次々と仕事を奪われている。違憲、人権無視

の現状が生きる力を根本から崩している」と怒りを表明。廣上・三島・久末の各原告と弁護士から次の闘いへの決意が表明されました。

永井原告団長は「敗訴の悔しい思いを次の勝利をめざす運動につなげたい」とあいさつ。参加者は高裁、最高裁へ向けて全力で闘う決意を大きな拍手で確認しました。



加納 忠 委員長



廣上珠江さん



永井守彦 原告団長



三島久雄さん



中田進「年金違憲裁判を支援する会」世話人



久末道子さん

運動を拓げ、勝利めざし全力尽くす

年金引き下げ違憲訴訟大阪地裁不当判決に対する声明

2020年7月10日 年金引き下げ違憲訴訟大阪原告団・同弁護団

1 本日、大阪地方裁判所第2民事部（三輪方大裁判長）は、大阪の原告らが2015年8月7日付で「特例水準」の引き下げによる老齢基礎年金・厚生年金の改定決定処分の取り消しを求めた訴訟、および大阪の原告らが2016年8月8日付でマクロ経済スライドが適用された年金改定決定処分の取り消しと正しい年金額への改定決定を求めた訴訟で、いずれの取消請求も棄却、改定決定の請求に対しては却下するとの判決を言い渡した。

2 私たちは、本件訴訟の中でマクロ経済スライドおよびその適用のための「特例水準」の引き下げは、国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条に違反するのみならず、憲法29条の財産権を侵害するものであり、社会保障における後退措置を禁じた社会権規約にも反すること、最低限の老齢給付を定めるILO条約102号等に違反することを主張した。そして、毎回の法廷で多数の原告による意見陳述を行い、全国の学者の意見書を提出した。さらに、証人尋問においては、直接的な影響を受ける原告らの本人尋問に加えて、学者の

大阪府民の生活実態をまとめた意見書に基づく証言や、年金制度に不安を抱える若年労働者の証言でこれらを明らかにした。また、前提事実の誤りや高齢者に与える影響についての調査もなく、十分な議論が尽くされずに成立したという立法過程における問題点も明らかにした。

3 ところが、本判決は、立法府には広範な裁量がある等として、一連の年金額改定処分は憲法および社会権規約に適合しないものではなく、その立法過程にも裁量権の範囲の逸脱または乱用もないとした。本判決は、原告ら年金受給者や将来の年金受給者らの生活実態を真摯に受け止めず、憲法の保障する権利の実現、それも生存権の実現を立法府の広範な裁量に委ねたのである。本判決には、現に権利を侵害される多くの国民を救済し、人権を守ろうとする姿勢は一切なく、司法の役割を放棄したに等しい。

4 原告団および弁護団は、本判決に抗議するとともに大阪高等裁判所に控訴し、原告ら年金受給者の権利が守られるべく、全国の仲間と協力し合い全力を尽くす決意を表明する。